

『地域の魅力ある商品の関係者が連携する輸出取組等を行いたい』

(令和4年度補正予算)

グローバル産地づくり緊急対策事業 (加工食品クラスター緊急対策支援事業)

加工食品の輸出拡大に向けて、食品関連事業者が連携した加工食品のPRや実証試験、輸出先国の規制・ニーズに適合した商品開発・改良のために機械の改良・開発等を支援します。

対象となる方

加工食品の輸出拡大を目指す食品製造事業者等
(ただし、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年11月30日)に記載のある清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、地域の特色ある食品を優先。)

支援内容

- (1)加工食品のPR、実証試験、輸出人材育成等
加工食品の輸出について、新規開拓・商流拡大に向けたPRや実証試験、また、規制・ニーズに対応する商品の開発・改良、輸出人材育成に係る費用等。
- (2)輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良のために必要な機械の改良・開発等
規制・ニーズ等に対応する新商品の開発・改良、大ロット製造のために必要な施設整備に係る費用等。

○補助率

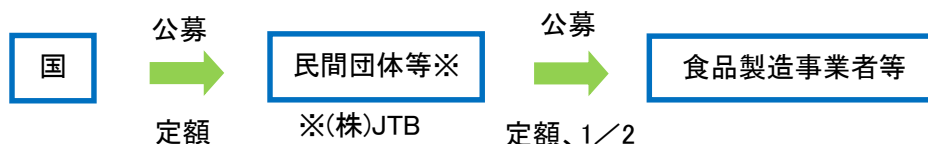
補助率は、補助の対象となる経費について**定額**又は**1/2以内**を助成します。

○要件

- ・輸出事業計画の認定(事業実施期間中)
- ・輸出先国のマーケット事情に精通した専門家(コンサル、商社等)等との連携

ご利用方法

■ 事業スキーム



公募時に関係機関に必要書類を提出してください。

【 お問い合わせ先 】

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話：03-6744-2068